

令和6年度小山市学童保育館  
指定管理者募集要項

令和6年5月  
小 山 市

小山市は、学童保育館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第21号)に基づき、その運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

## 1 施設の目的

学童保育館は、放課後児童健全育成事業(児童福祉法第6条の3第2項)を行う施設であり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とします。

## 2 施設の概要

施設ごとに募集を行います。

また、応募できる施設数に制限はございませんが、複数施設を応募する場合は、応募する全ての施設・支援単位の運営を確実に実施可能な場合のみとしてください。選定委員会による候補者の決定後に、一部施設・支援単位のみ辞退することはできません。

なお、(2)及び(3)は令和7年3月までに竣工予定です。(令和6年度下半期に着工予定)

### (1) 大谷北小第二学童保育館(1支援単位)

施設所在地 小山市犬塚5丁目6-12 大谷北小学校敷地内

### (2) 【仮称】新・羽川小学童保育館(計4支援単位)

施設整備予定地 小山市大字羽川125 羽川小学校敷地内

### (3) 【仮称】乙女小第三学童保育館(計2支援単位)

施設整備予定地 小山市大字乙女1954 乙女小学校1階

詳細は各施設特記事項を参照。

なお、本要項に記載された内容は、特段の記載がない限りは、3施設に共通する事項となります。

## 3 申請資格

- (1) 法人又はその他の団体であること(法人格の有無は問わない)
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと
  - ① 法律行為を行う能力を有しない者。
  - ② 破産者で復権を得ない者。
  - ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により小山市における一般競争入札等の参加を制限されている者。
  - ④ 地方自治法(昭和22年法律67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。
  - ⑤ 市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。
  - ⑦ 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している者。
- (3) 令和6年4月1日時点で、1年以上放課後児童健全育成事業(放課後児童健全育成事業以外の同等の事業の運営実績があると認められるものを含む。)を実施しており、現在も継続していること。

※ 『同等の事業』は「放課後等デイサービス事業」、また「認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童館の運営」が該当となり、かつ夏休み期間のみ実施する等の一時的なものではなく、年間を通

じて継続的に実施していることが必要となります。これらの他の事業については、放課後児童健全育成事業の趣旨を考慮し、個別に判断いたします。

- (4) 令和7年4月からの事業運営開始に向けて、事業の運営を円滑に進めるため、令和6年度中から小山市と協力して開所準備が行えること。

## 4 申請手続

☆ 提出先の所在地等は、「**16 申請書類等の提出先(問合せ先)**」を参照してください。

### (1) 募集要項等の掲載

#### ① 掲載箇所

小山市ホームページ

#### ② 掲載期間

令和6年5月27日(月)から令和6年6月17日(月)午後5時まで

### (2) 募集要項等の内容に関する質問

#### ① 受付方法

質問内容の要旨を簡潔にまとめ、別紙様式1にて電子メールによりご提出ください。

メール受信後、翌日中に受付を完了した旨のメールを送信いたします。

#### ② 受付期間

令和6年5月27日(月)から令和6年6月5日(水)午後5時まで

#### ③ 回答期限

令和6年6月10日(月)午後3時頃に回答いたします。

また、回答は質問者に電子メールにて回答するとともに、質問者を伏せた上で小山市ホームページにも掲載します。

### (3) 申請書類について

#### 【1】 提出書類

##### ① 小山市指定管理者指定申請書(様式第1号)

##### ② 事業計画書及び事業実施計画書(様式第2号)

##### ③ 管理運営に係る収支計画書及び事業実施予算書(様式第3号)

##### ④ 定款又は寄付行為(法人以外の団体にあつては、会則等)の写し

##### ⑤ 登記事項証明書(応募団体が法人の場合のみ)

##### ⑥ 代表者の身分証明書(応募団体が法人以外の場合のみ)

##### ⑦ 小山市内に本社又は支社・営業所がある場合は、それを証する書類

##### ⑧ 申請書を提出する日の属する事業年度の直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類、財産目録その他の経理的基礎を有することを証する書類(申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録その他の経理的基礎を有することを証する書類)

##### ⑨ 市税の納付状況を確認できる書類(小山市発行の完納証明書)

なお、小山市において納税義務を有しない者にあつては、本社又は主たる営業所の所在地における法人市町村民税(東京都の場合は法人都民税、法人格を有しない団体の場合は、団体代表者の個人住民税)の、直近3年度分の納税証明書を提出すること。

##### ⑩ 消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証する書類

##### ⑪ 労働保険料の納付を証する書類

##### ⑫ 事業計画書補足事項(別記様式4)

### 【記載についての留意事項】

- (1) ①「小山市指定管理者指定申請書(様式第1号)」は、複数施設応募の場合は「施設名」欄にまとめてご記載ください。
- (2) ②「事業計画書及び事業実施計画書(様式第2号)」と③「管理運営に係る収支計画書及び事業実施予算書(様式第3号)」は施設ごとに作成してください。
- (3) ②中「現在運営する類似施設」欄に書ききることができない場合は、「別紙の通り」と記載した上で、別紙様式2を作成してください。また、「放課後児童対策パッケージ(令和5年12月25日)」における放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型、あるいは類似事業の実施実績がある場合も、②又は別紙様式2にご記載ください。
- (4) ②中【業務の安全成績】内の「事故発生件数」については、確定している直近3事業年度分の、児童と職員(支援員、補助員)に関する事故件数の総合計を記載してください。  
なお、⑫「事業計画書補足事項(別紙様式4)」(2)には、児童・職員の事故件数を個別に記載してください。

#### 【業務の安全成績に関する回答の定義について】

- ・「事故発生件数」:学童(放課後児童クラブ)事業全体で、死亡・重症・軽傷が発生した件数。
- ・職員に関する事故:勤務中のものに限る。
- ・「重症」欄:治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等を記載。
- ・「軽傷」欄:「重傷」に該当しない、治療に際して医療機関にかかった事故等を記載。

- (5) 令和7年3月31日までに小山市内に、本店、支店、又は営業所等の設置又は移転等を予定する場合は、②の「※その他 特筆すべき事項」欄に、設置見込日などを具体的に記載してください。
- (6) ③中「管理運営に係る収支計画書」に計上する科目仕訳については、別添【参考】科目集計方法をご参考に作成をお願いします。

#### 【学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型事業への協力について】

小山市では、希望する全ての児童に「安全・安心」で「学びのきっかけとなる多様な体験・活動の機会」を学校敷地内で提供することを目的として、学童保育クラブと放課後子ども教室の一体化に取り組んでいます。

今回公募を行う施設の属する学校区において、小山市から放課後子ども教室等の課外活動との連携、協力を求める場合があります

もしも協力いただける場合は、その内容や範囲等を事業提案書に記載ください。

### 【2】 提出方法

正本1部、副本(写し)10部を、1部ごとにA4サイズ紙ファイルに綴り、提出してください。

またタックインデックス等を活用し、書類ごとに綴った位置が明確になるようにしてください。

### 【3】 留意事項

- ① 指定管理者選定委員会委員に対して、本件募集期間中の接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は失格とします。
- ② 募集締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、小山市が内容の訂正を求める場合は除きます。
- ③ 指定管理者選定委員会開催前において、小山市から補足資料等の提出を求める場合があります。
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ⑤ 提出書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 申請に関して必要となる費用は団体の負担とします。

#### 【4】申請書類の受付

① 受付期間

令和6年5月27日(月)から令和6年6月17日(月)まで  
(月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時まで)

② 提出方法

持参によりご提出ください。

#### (6) 応募説明会

指定管理者募集にあたり、以下のとおり説明会を開催します。

① 日時 令和6年6月4日(火)午前11時から

② 会場 小山市役所本庁舎6階 会議室6ab (栃木県小山市中央町1丁目1番1号)

③ 申込 事前申込制です。令和6年6月3日(月)午後5時までに、次の事項を記載した電子メールにより、保育課までお申込みください。

◇記載事項:団体名、参加人数、参加者、担当者連絡先(当日、連絡のとれる連絡先)

報告様式に指定はございません。なお、会場の都合上、1団体2名までとしてください。

お申込みいただいた後、翌日中に受付を完了した旨のメールを送信いたします。

#### (7) 応募の辞退について

申請書を提出後に応募を辞退する場合は、別紙様式3により「辞退届」を作成し、持参により1部をご提出ください。

なお、提出済資料がある場合は、辞退届提出の際に返却します。

#### (8) 指定管理者の選定スケジュール

月 日	内 容
令和6年5月27日(月)から令和6年6月17日(月)まで	申請書類提出期間
令和6年5月27日(月)から令和6年6月5日(水)まで	質問受付
令和6年6月4日(火)	説明会
令和6年6月10日(月)午後3時頃	質問回答期限
令和6年7月上旬【予定】	選定委員会開催
令和6年7月下旬【予定】	選定結果通知

### 5 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、「小山市学童保育館条例(平成14年3月26日条例第2号)」第4条に規定する業務とし、詳細については別紙1「学童保育館指定管理者仕様書」を参照してください。

- (1) 児童の健全な育成を図るための指導
- (2) 保育館の施設及び設備の維持、管理及び軽易な修繕
- (3) 上記に掲げるもののほか、保育館の運営に関する業務

### 6 管理基準

(1) 開設時間及び休館日

仕様書及び各学童特記事項を参照すること。

(2) 小山市情報公開条例の適用について

指定管理者は、小山市情報公開条例(昭和62年小山市条例第1号)の主旨に則り、その保有する情報

の公開を行うための必要な措置を講じるよう、努めることとします。

### (3) 「個人情報の保護に関する法律」の適用について

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びの規定に従い、公の施設管理を通じて取得する個人情報を保護するために、必要な措置を講じることとします。

### (4) 関係法令等の遵守

管理運営を行うに当たっては、次の法令、条例、規則等の関連法規及び協定書を遵守することとします。

- ① 地方自治法
- ② 児童福祉法
- ③ 放課後児童クラブ運営指針
- ④ 小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ⑤ 小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ⑥ 小山市学童保育館条例
- ⑦ 小山市学童保育館条例施行規則
- ⑧ 小山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑨ 小山市放課後児童健全育成事業実施要綱
- ⑩ 個人情報の保護に関する法律
- ⑪ 基本協定書
- ⑫ 年度協定書
- ⑬ その他関係する法令、条例、規則等

### (5) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることができません。ただし、業務の一部について、あらかじめ小山市が認めた場合はこの限りではありません。

## 7 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

## 8 指定管理料

指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに、年度協定を締結して指定管理者の請求により支払うこととします。支払いは原則として4月、10月に分割して支払うこととし、額や方法等は年度協定で定めます。詳細は各施設特記事項をご参照ください。

## 9 保育料について

学童保育館で事業を実施する際に利用者から徴収する保育料は、指定管理者の収入とします。詳細は各施設特記事項をご参照ください。

## 10 管理運営に要する経費

### (1) 備品・施設について

管理運営を行うに当たっては、次の法令、条例、規則等の関連法規及び協定書を遵守することとします。

- ① 小山市が備え付ける備品は、各施設特記事項添付の「物品表」に定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与します。
- ② 施設・備品の修繕等については、原則として、1件につき10万円(消費税含む)以上のものについては、小山市の費用及び責任において実施するものとし、1件につき10万円(消費税含む)未満のものに

については、指定管理者の費用及び責任において実施するものとします。

- ③ 「管理物品表」に定められている備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達することとします。

なお、調達した備品については、指定管理者に帰属するものとします。

(2) 事故・火災等

- ① 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故、火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、小山市の負担とします。
- ② 指定管理者の故意又は過失により、小山市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とします。

(3) 光熱水費・通信運搬費等の負担

施設管理用消耗品(電球・かさ袋・トイレトーパー等)、事務用消耗品(事務用品・応急用医薬品等)、清掃用消耗品の購入、光熱水費、及び通信運搬費(電話・郵便料金等)の支払いについては、指定管理者の負担とします。

(4) 開所準備に要する費用

指定管理期間前の開所準備に要する費用については、指定管理者の負担とします。

(5) リスク分担

管理運営に関するリスク分担は、次の表のとおりとします。

種類	内容	責任分担者	
		小山市	指定管理者
施設 (一部備品を含む)	管理上の瑕疵が認められない施設、機器等の損傷の修繕	10万円以上	10万円未満
	管理上の瑕疵による施設、機器等の損傷の修繕		○
	改造、増築、改築、移設	○	
	事故、災害等による修繕	協議による	
備品	修繕	10万円以上	10万円未満
	更新・新規購入	協議による	
不可抗力	豪雨、洪水、地震、火災、暴動等、小山市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的、人為的な現象による施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議による	
利用者	保険の加入	○	
苦情等	地域との協調、施設管理・運営業務に対する周辺住民、住民、利用者の苦情への対応	協議による	
	地域との協調、施設管理・運営業務に係る以外の周辺住民、住民、利用者の苦情への対応	協議による	
	不服申立てに対する決定(市長)	○	
賠償責任	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
	本業務における公害、生活環境の阻害等による賠償	協議による	
	施設、機器の不備による臨時休業に伴う損害	協議による	

災害時対応	待機連絡体制確保、被害調査、報告、応急処置		○
警 備	警備不備による情報の漏洩、犯罪発生等		○
事業終了	指定期間又は期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収の費用負担		○
そ の 他	行政財産の目的外使用許可(市長)	○	

## 11 指定管理者の選定及び指定

### (1) 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、小山市が設置する指定管理者選定委員会において、申請団体のうち申請資格の要件を満たす団体について審査を行います。

申請団体からのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選定基準に基づき採点し、最も適当と認める団体を選定します。なお、審査の結果「候補者なし」とする場合があります。

なお、プレゼンテーションの順序については、小山市による抽選にて決定します。

### (2) プレゼンテーションについて

申請団体ごとのプレゼンテーション時間及び、それに対する質疑応答時間は20～30分程度を予定しております。詳細は応募団体宛に後日通知します。

なお、複数施設に応募する場合であってもプレゼンテーションは1回としますので、各施設に共通する内容を説明した上で、施設ごとの内容についてご説明ください。

また、プレゼンテーションにおいては「Microsoft PowerPoint」等を用いてプロジェクターによる投影が可能ですが、当初の申請書類を超える内容の提案は禁止します。

### (3) 選定基準

選定に当たっては、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査します。詳細は別紙2「指定管理者候補者選定採点表」をご確認ください。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤ その他市長が別に定める事項

### (4) 選定委員会の開催

開催時期 令和6年7月上旬(予定) ※正式な日時等は、申請団体に文書で通知します。

### (5) 選定結果

選定の結果については、令和6年7月中に申請団体全てに文書で通知するほか、小山市ホームページに選定結果の概要を公表する予定です。

### (6) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和6年9月招集予定の市議会定例会の議決を経て行います。市議会で否決された場合、指定管理者として指定を受けられないことになります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求できないものとします。

### (7) 開所準備等

- ① 前項の市議会での議決を経て指定管理者として指定の内定を受けた場合、指定管理期間前に行う



開所準備等については、小山市と協力して指定管理者が行うものとします。なお、当開所準備等は令和7年度当初の児童の入所に係る事務を含むものとします。

- ② 指定の内定を受けた後、令和7年4月1日から円滑に業務を行うため、開所に向けた事務及び業務について、必要に応じて十分な引継ぎを行うものとします。

## 12 協定の締結

小山市と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項、管理費用の額等を定めるため、協定を締結することとします。また事業所等の設置について提案されていた場合は、協定中に具体的な時期等について定めることとします。

### (1) 基本協定

基本協定は、管理物件等、指定期間、業務の範囲、業務実施条件、その他管理運営に関し必要な事項を定めるものです。

### (2) 年度協定

年度協定は、管理業務の実施のため支払われる指定管理料を定めるものです。

## 13 指定管理業務の継続が困難になった場合等における措置

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、速やかに小山市に報告するものとします。
- (2) 業務の実施又は継続が困難となった場合の措置
  - ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合、小山市は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。また、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときは、小山市は指定管理者に対し指定管理料及び市の交付する補助金等の返還を求め、指定管理者の指定を取り消すことができます。
  - ② 指定を取り消された指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、当該学童保育館の管理運営業務を遂行できるように引継ぎを行うものとします。
- (3) 指定管理者が小山市の指示に従わないとき、及び指定管理者の財務状況が著しく悪化する等、指定管理業務の継続が適当でないと認められる場合、小山市は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。
- (4) 前2号の規定により、小山市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合、指定管理者は、小山市に生じた損害について賠償の責めを負うこととします。
- (5) 指定管理者の責めに帰することができない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合、小山市と指定管理者は、指定管理業務の可否について協議することとします。

## 14 次点候補者と協議を行う場合

指定管理者の指定について市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者がこの要項に定める事項に違反したとき若しくは協議が成立しないとき、市議会が指定に係る議案を否決したとき、又は指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者の候補者の選考において次点候補となった団体を指定管理者の候補者として協議を行う場合があります。

## 15 その他の協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、小山市及び指定管理者の双方が誠意を持って協

議することとします。

## 16 申請書類等の提出先(問合せ先)

担 当 部 署	小山市保健福祉部保育課学童保育係(本庁舎3階)
所 在 地	〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号
電 話	0285-22-9638
ファクシミリ	0285-22-9670
電 子 メール	d-hoiku☆city.oyama.tochigi.jp ※☆を@に替えてご送信ください。